

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第555号

2013年（平成25年）5月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

地域市民団体の育成及び援助に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）4月30日付けで諮問（第555号）された地域市民団体の育成及び援助に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成25年4月30日付けで、神奈川県藤沢警察署司法警察員より刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査のため、実施機で管理し、藤沢市個人情報の保護に関する条例第4条第5号の管理情報に該当する地域団体の役員に係る情報の照会があった。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、個人情報を目的外のために提供することが義務付けられている場合に該当せず、提供にあたっては、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に対し当該個人情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものです。

(2) 地域団体の役員に係る情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

地域団体（1団体）に係る平成20年度及び平成24年度分の以下の情報

(ア) 役職名

(イ) 氏名

(ウ) 所属自治会名及び所属団体名

(エ) 郵便番号

(オ) 住所

(カ) 電話番号

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外の提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外の提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置付け

本件の個人情報の目的外の提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁、公共団体、及びその他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、本件照会は、捜査の適正かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、また、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的必要性について、神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の土地売買に関連した刑事事件において、事件の被告発人及びその関係者等が地域団体役員の中に含まれている。」、「捜査の必要上、被告発人を初めとした全ての関係者等に事情聴取を行う可能性がある。」、「すなわち、当該情報が捜査上極めて重要な情報である。」とのことである。

また、本件の目的外に提供する個人情報は、地域市民団体の育成及び援助に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断するもの。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対し

て、予めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかしながら、本件の目的外の提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が被告発人及びその関係者等であり、事件に関与している可能性が高いため、本人通知を行った場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことについて、捜査機関に確認をしたものである。

したがって、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の土地売買に関連した刑事事件において、事件の被告発人及びその関係者等が地域団体役員の中に含まれている。」、「捜査の必要上、被告発人を初めとした全ての関係者等に事情聴取を行う可能性がある。」、「すなわち、当該情報が捜査上極めて重要な情報である。」とのことであった。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、地域市民団体の育成及び援助に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかしながら、実施機関では、本件の目的外の提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が被告発人及びその関係者等であり、事件に関与している可能性が高いため、本人通知を行った場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上